

公益社団法人 SV リーグ

定 款

第 1 章 総則

第 1 条〔名称〕

この法人は、公益社団法人 S V リーグ（略称 SVL）といい、英文では SV.LEAGUE と表示する。

第 2 条〔事務所〕

- (1) この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- (2) この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的および事業

第 3 条〔目的〕

この法人は、公益財団法人日本バレーボール協会の傘下団体として、事業、ガバナンスにおいて世界に比類ない法人を目指し、第一にこの法人の正会員が有するバレーボールチームが興行として行うバレーボール競技会事業（以下「SV.LEAGUE」という。）を通じて、日本におけるバレーボールの競技力を世界最高水準とすること、そして、第二に日本におけるバレーボールの普及を図ることにより日本の豊かなスポーツ文化の振興ならびに国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、バレーボールを通じて地域共生を目指し、かつ社会課題の解決と国際社会との交流および親善に貢献し、スポーツ事業の経済的価値を高めることを目的とする。

第 4 条〔事業〕

- (1) この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - ① バレーボールの試合の主催、試合日程の編成および公式記録の作成保存
 - ② バレーボールに関する規則の制定
 - ③ バレーボールの選手、指導者および審判員等の養成
 - ④ バレーボールの選手および指導者の登録
 - ⑤ バレーボールの試合の施設の検定および用具等の認定
 - ⑥ 放送配信等を通じたバレーボールの試合の広報普及

- ⑦ バレーボールおよびバレーボール技術に関する調査、研究および指導
 - ⑧ バレーボール選手、監督および関係者の福利厚生事業の実施
 - ⑨ バレーボールに関する国際的な交流および事業の実施
 - ⑩ バレーボールをはじめとするスポーツの振興および普及
 - ⑪ 機関紙または書籍等の発行を通じたバレーボールの振興および援助
 - ⑫ 所有する知的財産権の管理ならびに商品企画、開発、製造および販売に関する事項
 - ⑬ その他目的を達成するために必要な事業
- (2) 前項各号の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員

第5条〔法人の構成員〕

- (1) この法人を構成する会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする（以下「社員」という。）。
① 正会員 この法人の目的に賛同して入会するバレーボールチームを有する法人
② 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し援助する個人または法人

第6条〔入会および会員資格〕

- (1) この法人の正会員となる者は、入会申込書を代表理事（チェアマン）に提出し、理事会の承認を得なければならない。
(2) 前項の規定にかかわらず、この法人の正会員になる者は、この法人が定める基準により、クラブライセンスの交付を受けなければならない。
(3) この法人の賛助会員となる者は、入会申込書を代表理事（チェアマン）に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条〔入会金および年会費〕

会員は、社員総会において別に定める入会金および年会費を納めなければならない。

第8条〔退会〕

- (1) 正会員は、この法人が主催する年度公式試合の終了日まで退会は認められない。退会しようとする場合は、退会希望日の1年以上前の6月30日までにこの法人に対してその旨を書面で申請し、理事会の承認を得なければならない。
(2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められるときは、正会員は退会届を提出することにより退会することができる。ただし当該年度にかかわる未納の年会費は

納付しなければならない。

- (3) 賛助会員はいつでも退会することができる。ただし当該年度にかかわる未納の年会費は納付しなければならない。

第9条〔除名〕

- (1) この法人は、会員が次の各号のいずれかに該当するとき、理事会の決議を経て、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもってこれを除名することができる。
- ① この法人の定款その他規約規程に違反したとき
 - ② この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為をしたとき
 - ③ この法人の会員としての義務に違反したとき
 - ④ その他除名すべき正当な事由があるとき
- (2) 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に社員総会の一週間前までにその旨を通知するとともに、社員総会において弁明の機会をあたえなければならない。
- (3) 代表理事（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第10条〔会員資格の喪失〕

前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 総社員が同意したとき
- ② 当該会員が死亡または失踪宣言を受け、もしくは解散したとき
- ③ 正会員がクラブライセンスの交付申請を行わない、またはクラブライセンス不交付となり、この法人が主催する公式試合に参加できなくなったとき

第11条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名され、もしくは資格を喪失した会員が既に納入した入会金、年会費その他の拠出金品は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第4章 社員総会

第12条〔構成〕

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第13条〔権限〕

社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事および監事の選任または解任
- ③ 理事および監事の報酬等の額
- ④ 計算書類の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 入会金および年会費の基準
- ⑦ 解散および残余財産の処分
- ⑧ 役員指名報酬委員会規程第 10 条第 1 項第 8 号乃至第 10 号の変更（役員の定年および通算再任上限）
- ⑨ その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第 14 条〔開催〕

この法人は、毎事業年度終了後 3 か月以内に定時社員総会を 1 回開催するほか、必要ある場合に臨時社員総会を随時開催する。

第 15 条〔招集〕

- (1) 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事（チェアマン）が招集する。
- (2) 代表理事（チェアマン）に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が招集する。
- (3) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事（チェアマン）に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第 16 条〔議長〕

- (1) 社員総会の議長は、代表理事（チェアマン）がこれにあたる。
- (2) 代表理事（チェアマン）に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が議長を務めることとする。

第 17 条〔議決権〕

- (1) 社員総会における議決権は、1 社員につき 1 つの議決権を有する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、社員が複数のバレーボールチームを有し、かつそのいずれもが SV.LEAGUE に属する場合、当該社員はそのチーム数と同じ議決権を有するものとする。

第 18 条〔決議〕

- (1) 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第19条〔決議および報告の省略〕

- (1) 理事または社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会決議があったものとみなす。
- (2) 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第20条〔議事録〕

社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作り、議長および出席した社員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

第21条〔通知〕

この法人は、社員総会の議事の要項および議決した事項を全社員へ速やかに通知するとともに、議決した事項をこの法人の公式ホームページ上に掲載し公表する。

第5章 役員

第22条〔役員の設置〕

この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 7 名以上 10 名以内
- ② 監事 1 名以上 2 名以内

第 23 条〔役員の選任〕

- (1) 理事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名およびその親族その他特殊の関係がある者（理事の配偶者又は三親等内の親族、並びに、これらの者に準ずるものとして当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令で定める特別の関係（以下「親族関係等」という）がある者をいう。）の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
- (2) 監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、この法人の監事のうちには、理事、社員の構成員およびそれらの者と親族関係等にある者ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族関係等があつてはならない。

第 24 条〔役員役職の選定〕

- (1) 理事会の決議によって理事のうち 1 名を代表理事（チェアマン）とする。
- (2) 理事会の決議によって、前項を除く理事のうち 2 名以内を業務執行理事にすることができる。
- (3) 第 1 項の代表理事（チェアマン）をもって一般法人法上の代表理事とし、第 2 項の業務執行理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- (4) 役職者に欠員が生じた場合は、理事会の決議により、理事の中から欠員となった役職者の補欠を選定することができる。
- (5) 理事会は、不測の事態に備えてあらかじめ理事の順位を定めなければならない。役職者に事故があるとき、または欠けたときは、理事会の決議によって定められた順位に基づきその職務を代行する。

第 25 条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、法令および定款で定めるところにより職務を執行する。
- (2) 代表理事（チェアマン）は、法令および定款で定めるところによりこの法人を代表しその業務を執行する。
- (3) 業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- (4) 代表理事（チェアマン）および業務執行理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 26 条〔監事の職務および権限〕

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。
- (3) 監事は、代表理事（チェアマン）に対して理事会の招集を求めることができる。

第 27 条〔役員の任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- (2) 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- (3) 補欠による理事または監事の任期は前任者の任期の満了する時までとし、増員による理事の任期は現任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 理事または監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで引き続き理事または監事としての権利義務を有する。

第 28 条〔役員の解任〕

理事および監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

第 29 条〔役員の報酬等〕

- (1) 理事および監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- (2) 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 30 条〔取引の制限〕

- (1) 理事が次の取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し理事会の承認を得なければならない。
 - ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第 31 条〔役員の実任の免除または限定〕

- (1) この法人は、一般法人法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

第 32 条〔構成〕

- (1) この法人に理事会を置く。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 33 条〔権限〕

理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事（チェアマン）および業務執行理事の選定および解職

第 34 条〔招集〕

- (1) 理事会は代表理事（チェアマン）が招集する。
- (2) 代表理事（チェアマン）が欠けたときまたは代表理事（チェアマン）に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。
- (3) 代表理事（チェアマン）は、監事から招集の請求があったときは理事会を招集するものとする。

第 35 条〔議長〕

- (1) 理事会の議長は、代表理事（チェアマン）がこれにあたる。
- (2) 代表理事（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事（チェアマン）に事故があるときには、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が議長を務める。

第 36 条〔決議〕

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

- (2) 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 37 条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- (2) 出席した代表理事（チェアマン）および監事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印または電子署名する。

第 7 章 各種委員会・各種諮問会・事務総長

第 38 条〔各種委員会〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の決議に基づき各種委員会を置くことができる。
- (2) 各種委員会の組織、権限および運営に関する規程は、理事会が定める。

第 39 条〔各種諮問会〕

- (1) この法人は、理事会の諮問に応え、また理事会に意見を述べる機関として、理事会の決議に基づき各種諮問会を置くことができる。
- (2) 諮問会の組織、権限および運営に関する規程は、理事会が定める。

第 40 条〔事務総長〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、業務執行の責任者として、理事会の決議に基づき事務総長を置くことができる。
- (2) 事務総長の選任、権限および義務に関する規程は、理事会が定める。

第 8 章 資産および会計

第 41 条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

第 42 条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画、収支予算書ならびに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事（チェアマン）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- (2) 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 43 条〔事業報告および決算〕

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事（チェアマン）が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
- ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 正味財産増減計算書
 - ⑤ 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号および第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- (3) 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- ① 監査報告
 - ② 理事および監事の名簿
 - ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ④ 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 44 条〔公益目的取得財産残額の算定〕

代表理事（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 45 条〔剰余金の分配〕

この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更および法人の解散

第 46 条〔定款の変更〕

この定款は、理事会の決議を経て、社員総会の決議によって変更することができる。

第 47 条〔解散〕

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 48 条〔公益認定の取消し等に伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 49 条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

第 50 条〔公告の方法〕

- (1) この法人の公告は、電子公告による。
- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 法人の組織

第 51 条〔事務局〕

- (1) この法人の業務を遂行し事務処理を行うため事務局を置く。
- (2) 事務局には必要な職員を置く。
- (3) 事務局および事務局職員に関して必要な規則、規程その他については、理事会が定める。

第 12 章 補則

第 52 条〔細則〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な細則は理事会で定める。

〔附則〕

【定款改正履歴】平成 17（2005）年 7 月 26 日 中間法人として定款認証

平成 18（2006）年 9 月 22 日 第 1 回改正

平成 19（2007）年 9 月 21 日 第 2 回改正

平成 20（2008）年 9 月 26 日 第 3 回改正

平成 21（2009）年 5 月 1 日 新法第 1 回改訂

一般法人法施行に伴い法人格を一般社団法人に変更

平成 22（2010）年 9 月 28 日 新法第 2 回改正

平成 24（2012）年 9 月 24 日 新法第 3 回改正

平成 25（2013）年 9 月 24 日 新法第 4 回改正

平成 28（2016）年 9 月 16 日 新法第 5 回改正

平成 29（2017）年 9 月 28 日 新法第 6 回改正

平成 30（2018）年 9 月 26 日 新法第 7 回改正

2023 年 9 月 25 日 新法第 8 回改正 法人名称の変更および全面改正

2024 年 4 月 8 日 一部改正

2024 年 7 月 1 日 事業分割により改正

2024 年 9 月 30 日 一部改正

2025 年 7 月 1 日 一部改正